

リスク見積りの結果（点数）から、③「リスクの大きさと点数の区分」にしたがって、該当するリスクの大きさ（重大・大・中・小）を決定する。当社では、これを既存設備の場合の改修優先順位と位置付け、保護方策の実施時期管理に利用している。

③リスクの大きさと点数の区分

リスクの大きさ	点数の区分
重 大	10～14
大	8～9
中	5～7
小	2～4

次いで、当該リスクに対する現状の安全対策状況が当社の「安全要求事項」と比較してどうかの評価（○、△、×で表記）を④評価表にしたがって行う。

その結果、○印以外の危険源に対しては、リスク低減方策を立案、適用することが必要となる。

④評価表

「安全要求事項」に対する現状の安全対策の状況	評 価
十分であれば	○
やや不十分であれば	△
不十分であれば	×

【手順4】保護方策の実施

現状の安全対策状況の評価で○印以外の危険源に対して、リスク低減のための保護方策の検討を行う。その方策が、「けがのひどさ」の低減なのか「発生頻度」の低減なのかも記入する。

【手順5】保護方策後の妥当性確認

実施した保護方策が、当社の「安全要求事項」を満足しているか否かを確認し、妥当性確認を行う。

（新規導入設備に対しては、受入れ検査時に、実機での妥当性確認を行っている。）

【手順6】残留リスクの伝達

オペレーターに対応を依存する「なおも残っているリスク」（残留リスク）については、警告ラベル等の表示を行うと共に、作業者への取り扱い説明、作業要領の作業手順書への記載で、実施の徹底を図る。特に、メンテナンス作業に対しては十分な注意喚起をしている。